

熊本市都市公園条例の一部改正について

熊本市都市公園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第11条中「熊本市営熊本城宮内駐車場」の次に「、熊本市営熊本城桜の馬場バス駐車場」を加え、同条の表中

「熊本市営熊本城宮内駐車場」を 「熊本市営熊本城宮内駐車場  
熊本市営熊本城桜の馬場バス駐車場」 に改める。

別表第3バーベキュー等火気を使用するものの項中「1回につき」を「1区画1回につき」に、「800円」を「1,000円」に改める。

別表第5坪井川緑地運動施設の項使用料の欄1多目的運動広場（サッカー、ラグビー、陸上競技等のための施設）(1)専用使用料の表中「700円」を「870円」に、「フィールド面」を「球技エリア面」に、「350円」を「440円」に改め、同表に次のように加える。

陸上競技面	1時間につき 430円
-------	-------------

別表第5坪井川緑地運動施設の項使用料の欄1多目的運動広場（サッカー、ラグビー、陸上競技等のための施設）(2)個人使用料の表を次のように改める。

(2) 個人使用料

単位	高校生以下	一般
1人1回につき	70円	130円

別表第5坪井川緑地運動施設の項使用料の欄2野球場の表中「500円」を

「620円」に、「250円」を「310円」に改め、同欄3テニスコートの表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

### 3 テニスコート

単位	高校生以下	一般
1面1時間につき	380円	750円

別表第5坪井川緑地運動施設の項使用料の欄4電灯使用料の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

### 4 電灯使用料

区分	単位	使用料
多目的運動広場	1時間につき	1,860円
野球場	1時間につき	1,370円
ソフトボール場（A）	1時間につき	1,370円
ソフトボール場（B）	1時間につき	1,120円
テニスコート	1面1時間につき	1,120円

別表第5庄口地区運動施設の項使用料の欄1運動広場使用料の表中「250円」を「310円」に改め、同欄2テニスコートの表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

### 2 テニスコート

単位	高校生以下	一般
1面1時間につき	220円	440円

別表第5弓道場の項使用料の欄1専用使用料の表中「3,500円」を「4,340円」に、「4,500円」を「5,580円」に、「2,500円」を「3,100円」に、「10,500円」を「13,020円」に改め、同表備考第1項中「1,000円」を「、各時間区分の1時間相当額」に改め、同欄2個人使用料の表中「100円」を「130円」に、「200円」を「250円」に、「1,000円」を「1,300円」に、「2,000円」を「2,500円」に改め、別表第5野球場運動場の項使用料の欄1施設使用料の表中「500円」を「620円」に、「250円」を「310円」に、「1,000円」を「1,240円」に改め、同欄2照明使用料の表中「1,800円」を「2,240円」に、

「900円」を「1,120円」に改め、別表第5水前寺野球場の項使用料の欄1施設使用料(1)使用者が入場料等を徴収しない場合の表中「800円」を「1,000円」に改め、同欄2附属設備使用料の表中「1,600円」を「1,990円」に改め、別表第5水前寺競技場の項使用料の欄1専用使用料(1)使用者が入場料等を徴収しない場合の表中「3,000円」を「3,720円」に、「9,000円」を「11,160円」に、「6,000円」を「7,440円」に、「18,000円」を「22,320円」に、「27,000円」を「33,480円」に、「24,000円」を「29,760円」に、「72,000円」を「89,280円」に改め、同表備考第1項中「アマチュアスポーツで使用する時1,500円、アマチュアスポーツ以外で使用する時4,500円をそれぞれ」を「各時間区分の1時間相当額を」に改め、同欄1専用使用料(3)附属設備使用料の表夜間照明施設の項中「3,000円」を「3,720円」に、「1,500円」を「1,860円」に改め、同欄2個人使用料の表中「50円」を「70円」に、「100円」を「130円」に、「500円」を「700円」に、「1,000円」を「1,300円」に改め、別表第5テニスコートの項使用料の欄1施設使用料の表中「170円」を「220円」に、「350円」を「440円」に改め、同欄2照明使用料の表中「350円」を「440円」に改め、別表第5テニスコート・フットサルコートの項使用料の欄1施設使用料の表中「300円」を「380円」に、「600円」を「750円」に、「1,200円」を「1,500円」に改め、同欄2照明使用料の表中「350円」を「440円」に、「700円」を「870円」に改め、別表第5田迎公園運動施設の項使用料の欄1専用使用料(1)施設使用料の表中体育室の項中「4,200円」を「5,220円」に、「5,600円」を「6,960円」に、「18,200円」を「22,620円」に改め、同表小体育室の項中「900円」を「1,140円」に、「1,200円」を「1,520円」に、「3,900円」を「4,940円」に改め、同表室内温水プールの部中「7,500円」を「9,300円」に、「10,000円」を「12,400円」に、「32,500円」を「40,300円」に、「9,300円」を「11,550円」に、「12,400円」を「15,400円」に、「40,300円」を「50,050円」に改め、同表運動広場の項中「500円」を「620円」に、「250円」を「310円」に改め、同表武道場の項中「900円」を「1,140円」に、

「1,200円」を「1,520円」に、「3,900円」を「4,940円」に改め、同欄1専用使用料(2)照明使用料の表中「700円」を「870円」に、「350円」を「440円」に、「200円」を「250円」に、「500円」を「620円」に、「50円」を「70円」に、「1,800円」を「2,240円」に、「900円」を「1,120円」に、「100円」を「130円」に改め、同欄2一部使用料の表中「630円」を「790円」に、「1,260円」を「1,570円」に、「460円」を「570円」に、「920円」を「1,140円」に、「230円」を「290円」に、「110円」を「140円」に、「220円」を「280円」に、「130円」を「170円」に、「260円」を「330円」に、「1,300円」を「1,700円」に、「2,600円」を「3,300円」に、「180円」を「230円」に、「360円」を「450円」に、「1,800円」を「2,300円」に、「3,600円」を「4,500円」に、「300円」を「380円」に、「600円」を「750円」に、「350円」を「440円」に、「100円」を「130円」に、「200円」を「250円」に、「1,000円」を「1,300円」に、「2,000円」を「2,500円」に改め、別表第5桜の馬場観光交流施設の項使用料の欄2多目的交流施設の表中「5,300円」を「7,900円」に、「7,000円」を「10,500円」に、「8,600円」を「12,900円」に改め、別表第5植木中央公園運動施設の項使用料の欄1専用使用料(1)施設使用料の表体育室の項中「6,600円」を「5,220円」に、「8,800円」を「6,960円」に、「28,600円」を「22,620円」に改め、同表多目的室の項中「3,600円」を「4,500円」に、「4,800円」を「6,000円」に、「15,600円」を「16,500円」に、「1,200円」を「1,500円」に、「1,600円」を「2,000円」に、「5,200円」を「6,500円」に改め、同表運動広場の項中「840円」を「620円」に改め、同欄1専用使用料(2)照明使用料の表中「3,400円」を「870円」に、「1,700円」を「440円」に改め、同欄2一部使用料の表中「630円」を「790円」に、「1,260円」を「1,570円」に、「460円」を「570円」に、「920円」を「1,140円」に、「230円」を「290円」に、「110円」を「140円」に、「220円」を「280円」に、「300円」を「360円」に、「600円」を「750

円」に、「350円」を「440円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第11条の改正規定及び次項の規定 公布の日
  - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和2年4月1日
- 2 この条例の公布の日以後においては、令和2年4月1日前においても、同日以後の都市公園の使用について、この条例による改正後の熊本市都市公園条例の規定により使用料を徴収するものとする。

#### (提出理由)

熊本城公園に有料公園施設として熊本市営熊本城桜の馬場バス駐車場を追加するとともに、最近の社会経済情勢の変化に伴う使用料の改定等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。